

節	細節	内容説明
報酬		<p>非常勤職員の勤務に対する反対給付であり、常勤職員の給料に対応するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区議会議員の報酬 ・ 執行機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬 例) 教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員 ・ 附属機関たる委員会等の委員及びその他の非常勤職員の報酬 (1) 附属機関の委員 例) 区民評価委員会委員、情報公開・個人情報保護審議会委員、財産価格審議会委員等 (2) その他の非常勤職員 例) 学校医、保育園嘱託医、家庭相談員、統計調査員等
給料		<p>区の常勤職員に支給されるもので、その額、支給方法は条例で定められています。</p> <p>例) 区長等の給料等に関する条例、職員の給与に関する条例等</p>
職員手当等		<p>原則として、区の常勤職員に支給されるもので、その額、支給方法は条例で定められています。</p> <p>例) 扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、通勤手当等</p>
共済費		<p>区がそれに属する職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものです。</p>
災害補償費		<p>職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例第3条によるものです。</p>
賃金		<p>職員の勤労に対する反対給付のうち、報酬並びに給料及び諸手当を除くものです。</p>
報償費		<p>役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を意味します。</p> <p>なお、報償費は一定の行為にむくい、又はこれを奨励するという性格をあわせ有しています。</p> <p>例) 謝礼金等(講師等の謝礼金、弁護士の手料、原稿料、原画料、図案料、校閲料等 善行者の表彰等、広く表彰の意味をもつ経費</p>
旅費		<p>公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用として区から支給される金銭給付です。</p>
	普通旅費	<p>職員の旅費に関する条例等に規定する旅費</p>
	特別旅費	<p>議員費用弁償(区議会議員の費用弁償)、委員費用弁償(執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の費用弁償)、非常勤職員費用弁償(附属機関たる委員会の委員及びその他の委員の費用弁償、前記以外の非常勤職員の費用</p>

節	細節	内容説明
		弁償）、その他の費用弁償（区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例によるもの）等
交際費		区長またはその他の機関等が区行政の円滑な運営を図るため外部と交渉するための経費です。
需用費		区の行政事務の執行上必要とされる物品の購入取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のものです。
	光熱水費	電気、ガス及び上下水道使用料
	食糧費	会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費
	賄費	福祉・教育施設の給食用材料及び保養施設の賄材料・飲食物購入経費、非常たきだし
	消耗品費	物品名鑑による消耗品、物品名鑑に規定する一定価格未満の動物、備品、油脂燃料類、法例規集追録代、飼料費、医薬材料費、その他、実験・実習・講習会等の教材及び調査・研究・行事用等のために消費される物品
	修繕費	備品の修繕、部品の取替または施設等の小修繕のために要する経費で、本体の維持管理、原状復旧を目的とするもの
	印刷製本費	文書、図面、パンフレット、封筒、帳簿、諸用紙等の印刷製本代、式典用横断幕・懸垂幕の作成等
	燃料費	動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費
役務費		区が受けた人的サービスの提供に対して支払われる費用です。
	通信運搬費	郵便料……切手、はがき、小包料、速達料、郵便証明料、書留料、郵便不足料、後納料等 通信料……電報料、電話料（借上料を含む）、電話加入料、電話名義書替料、電話架設料、電話付加使用料、テレビ受信料、電話の移設料、コンピュータ通信サービスの提供を受けるための経費 運搬料……物品・動物・汚物等の運搬料、ごみ収集運搬の雇上経費、人の輸送料、電車・バスの回数乗車券、定期乗車券代等
	保管料	証券・物品等の保管料、倉庫料等
	手数料	・公金取扱手数料、鑑定料、裁判所納付する訴訟費用、試験・検査手数料、登記・登録・各種証明手数料等 ・洗濯代、看板・扉・床等の文字等記入、ピアノの調律料、機器類の分解掃除料、施設等の清掃等 ・新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・広報等折込配付料、放送料、電光ニュース・宣伝カーによる広告料等
	保険料	動産・不動産の保険料、火災・損害保険料、自動車損害賠償保険料等

節	細節	内容説明
	地方債取扱費	地方債取扱手数料
委託料		法律行為または事実行為（事務）を他の機関、あるいは特定のものに依頼し支払う経費です。区が直接実施するよりも他の者に委託して実施させることの方が効率的なもの、主として特殊の技術・設備又は高度の専門的知識を必要とする事務、事業、調査、研究等があります。
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査委託料、研究委託料、試験検査委託料等 ・ 保守点検委託料（火災報知器、電気・機械設備、エレベータ等）、警備委託料等 ・ 検診委託料、社会保険診療報酬審査並びに支払委託料等 ・ 工事監理委託料、測量委託料、地質調査委託料等 ・ 画版製作委託料、写真撮影委託料、装飾委託料、芸能委託料等 ・ 職員の派遣研修委託料、現場実習委託料等 ・ 電算処理委託料、加工委託料等 ・ 公の施設の管理委託料、廃棄物処理委託料等
	投資的委託料	基本・実施設計委託契約等社会資本形成のための支出
使用料及び賃借料		<p>物の使用収益を受ける区が、賃料を支払うことを内容とする賃貸借契約に基づく支出です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場料、特許権使用料、著作権使用料、有料道路通行料、駐車場使用料等、ソフトウェアライセンス使用料等 ・ 自動車借上料、土地・家屋の賃借料、会場借上料、機械機材・物品・動物等の賃借料
工事請負費		土地・工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等移転及び除去の工事等の請負契約に基づく支出です。
	工事請負費	土木工事、建築工事、車輛、船舶の改造、その他の工事等請負等
	維持補修費	本体の価値・効用を増加させることのない改修、補修等
原材料費		<p>原料とは、その本質を全く失って新しいものを生産又は製造するために用いられるもの、材料とはその本質を失わず、新しい属性が付加されて生産物又は製造物の構造部分となるものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用、生産用、改造用の原料及び材料 ・ セメント、鋼材、砂利、木材、自動車、船舶、機械、器具等の部品
公有財産購入費		土地・建物等の不動産、その他の物件・有価証券等の公有財産（自治法第238条に規定する行政財産、普通財産）

節	細節	内容説明
		を購入する経費です。
	土地購入費	土地及び土地の定着物
	家屋等購入費	・家屋及びその従物 ・地上権、地役権、鉱業権、特許権、著作権、商標権、実用新案権等及び借地権 ・船舶、航空機及びその従物
備品購入費	備品購入費	長期間その形状を変えることなく使用又は保存できるもので、需用費及び原材料費である物品を除いた物品の購入に要する経費です。
	高額備品購入費	上記のうち、1件100万円以上（税抜き予定価格）の物品の場合。
負担金補助及び交付金		法令等に基づく特定の事業について、区が当該事業から特別の利益を受けることに対して負担しなければならない経費です。
	負担金	各種協議会・講習会等の分担金、職員共済組合業務経理負担金、電気・ガス・水道等工事費負担金等
	投資的負担金	工事負担金など社会資本形成に係る負担金
	補助交付金	・特定の事業、研究等を育成、助長するために区が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの、あるいは一定の事業、行為等の保護奨励のために交付する経費 ・法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して、区の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの
	投資的補助交付金	社会資本形成に係る補助金・交付金
扶助費		社会補償制度の一環として、生活困窮者等に社会福祉の見地から支出される経費です。 例) 生活保護法、児童福祉法、結核予防法、学校給食法、精神衛生及びその他の法令等による支出金
貸付金		区が、直接又は間接（銀行預託によるもの等）に公共の福祉につながる特定の行政目的を具現させるため個人等に貸し付ける経費です。
	長期貸付金	貸付期間1年以上の貸付金 例) 応急小口資金、育英資金等の貸付金

節	細節	内容説明
	短期貸付金	貸付期間1年未満の貸付金 例) 高額療養資金等の貸付金
	貸付費用	貸付金の貸付費用
補償・補填及び賠償金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の適法な行為により、特定人に与えた財産上、精神上的損害を償うために支出する経費です。 例) 建物移転、営業等に対する補償金 ・ 区が被った欠損（債権の放棄、決算上の赤字等）を補うために支出する経費です。 例) 欠損補填金、繰上充用金 ・ 主として違法な行為により、他人の権利、利益を侵害して損害を与えた場合に、その損害を償うために支出する経費です。 例) 損害賠償金等
償還金利子及び割引料		過去における債務の償還金又は税等の過誤納となったものの払戻金です。
	公債元本償還金	公債元本償還金
	公債利子	公債利子
	過誤納還付金	過年度分過誤納還付金
投資及び出資金		現金管理の手段として、あるいは公益上の必要性から行う債権の購入、投資及び出資にあてる経費です。 例) 株式払込金、出資金、出捐金（財団法人に対する出資金）等
積立金		地方自治法第241条による基金のうち、特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積立てるために設けられた基金等に支出する場合の経費です。
	財政調整基金積立金	財政調整基金への積立金
	減債基金積立金	減債基金への積立金
	その他基金・積立金	その他の特定目的基金への積立金
寄付金		公益上必要がある場合に支出する財産の無償譲渡です。 例) 地方自治法第232条の2に基づく寄付金

節	細節	内容説明
公課費		区が支払う税等の経費です。 例) 各種登録税、自動車重量税等
繰出金		一般会計と特別会計間、又は特別会計間の予算の相互充用に使用します。